

輸入穀類等検疫要綱（昭和 46 年 2 月 6 日付け 45 農政第 2628 号農政局長通達）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（目的及び定義） 第 1 （略） 2 （略） 3 この要綱で「輸入」とは、本船からはしけ、機帆船、陸揚場等への卸下若しくは内航船への積替え又は航空機から飛行場内への卸下をいう。ただし、「海上コンテナー詰輸入<u>植物等</u>検疫要領」（昭和 47 年 8 月 24 日付け 47 農政第 4502 号農政局長通達）及び「航空コンテナー等積替確認実施要領」（昭和 58 年 9 月 26 日付け 58 農蚕第 5594 号農蚕園芸局長通達）の規定による積替えのための一時卸下を除くものとする。 4～6 （略） 7 海上コンテナー詰輸入穀類等の検疫は、この要綱に定めるもののほか「海上コンテナー詰輸入<u>植物等</u>検疫要領」に基づき実施するものとする。 8 （略） （消毒効果の確認） 第 18 （略） 2 くん蒸による消毒効果の確認は、供試虫又はガス濃度測定記録装置を用いて行うものとする。ただし、植物防疫官が、くん蒸剤、くん蒸倉庫、穀類及び検疫有害動植物の種類等の諸事情を勘案して、その必要を認めなかった場合は、残存ガス濃度の測定によることができる。 3 （略） 別表（第 12 関係） 1～5 （略）	（目的及び定義） 第 1 （略） 2 （略） 3 この要綱で「輸入」とは、本船からはしけ、機帆船、陸揚場等への卸下若しくは内航船への積替え又は航空機から飛行場内への卸下をいう。ただし、「海上コンテナー詰輸入<u>植物</u>検疫要領」（昭和 47 年 8 月 24 日付け 47 農政第 4502 号）及び「航空コンテナー等積替確認実施要領」（昭和 58 年 9 月 26 日付け 58 農蚕第 5594 号）の規定による積替えのための一時卸下を除くものとする。 4～6 （略） 7 海上コンテナー詰輸入穀類等の検疫は、この要綱に定めるもののほか「海上コンテナー詰輸入<u>植物</u>検疫要領」に基づき実施するものとする。 8 （略） （消毒効果の確認） 第 18 （略） 2 くん蒸による消毒効果の確認は、供試虫又はガス濃度測定記録装置を用いて行うものとする。ただし、植物防疫官が、くん蒸剤等、くん蒸倉庫等、穀類等並びに検疫有害動植物の種類等の諸事情を勘案して、その必要を認めなかった場合は、残存ガス濃度の測定によることができる。 3 （略） 別表（第 12 関係） 1～5 （略）

6 分散防止の基準			6 分散防止の基準		
検疫有害動植物の種類	処理	摘要	検疫有害動植物の種類	処理	摘要
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)		穀類等に付着する飛しょう性 検疫有害動物（マメゾウムシ 類等）	臭化メチルをくん蒸場 所1立法メートル当たり 24グラム（11月～4月の 間は32グラム）を使用し、 24時間くん蒸	
7 (略)			7 (略)		

附 則

この通知は、令和7年6月24日から施行する。